

条 例

(平成22年9月30日揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第29号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成9年3月天理市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「)には」の次に「、規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認めるときは」を加え、「100分の70を支給」を「100分の100以内を支給」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項本文」を「前項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成23年3月31日までの間に、新たに派遣された職員に係る当該新たに派遣された日における改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合(以下この項において「新支給割合」という。)が、この日において改正前の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定を適用したとした場合におけるこれらの規定による給与の支給割合(以下この項において「旧支給割合」という。)に達しないときは、旧支給割合から新支給割合を減じた割合に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た割合を新支給割合に加えた割合を、当該職員に係る改正後の第4条第1項の規定による給与の支給割合とする。

(1) 施行日から平成23年9月30日まで 100分の100

(2) 平成23年10月1日から平成24年9月30日まで 100分の70

(3) 平成24年10月1日から平成25年9月30日まで 100分の40

(平成22年9月30日揭示済)

天理市立地域活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第30号

天理市立地域活動支援センター条例の一部を改正する条例

天理市立地域活動支援センター条例(平成13年9月天理市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「減免」を「免除」に、同条中「次の」を「利用者の属する世帯が次の」に改め、「当該各号に定める」を削り、「減免」を「免除」に改め、同条第1号中「利用料金の全額」を削り、同条第2号中「利用料金の2分の1の額」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の天理市立地域活動支援センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金から適用し、同日前の利用に係る利用料金の減免については、なお従前の例による。

(平成22年9月30日揭示済)

天理市立幼稚園預かり保育条例をここに公布する。

平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第31号

天理市立幼稚園預かり保育条例

(目的)

第1条 この条例は、天理市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)で実施する預かり保育に関し必要な事項を定め、もって幼児の健やかな成長を図り、保護者の子育てを支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 園児 入園の許可を受け、現に幼稚園に在園している幼児をいう。

(2) 預かり保育 学校教育法(昭和22年法律第26号)第25条の規定により文部科学大臣が定める教育課程に基づき幼稚園が実施する教育時間終了後に、保育を必要とする園児を対象として当該園児が在園する幼稚園において行う教育活動をいう。

(預かり保育の実施)

第3条 天理市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、天理市立小学校、中学校、幼稚園設置条例(昭和39年3月天理市条例第15号)第4条に規定する幼稚園において預かり保育を実施する。

(対象園児)

第4条 預かり保育の対象となる園児は、次の各号のいずれかに該当する園児とする。

(1) 保護者又は家族の定期的な通院、看護及び介護により預かり保育が必要となる園児

(2) 保護者の就労又は就学により預かり保育が必要となる園児

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が預かり保育の必要があると認める園児

(利用の許可)

第5条 預かり保育を利用しようとする園児の保護者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の取消し)

第6条 教育委員会は、預かり保育を利用する園児が、第4条に規定する要件を満たさなくなったと認めるときは、前条の許可を取り消すことができる。

(預かり保育料)

第7条 預かり保育料は、園児1人につき日額300円とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

規 則

(平成22年9月30日揭示済)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第27号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(平成9年3月天理市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「の特例」を削り、同条第1項を次のように改める。

一般の派遣職員(条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。)の派遣の期間中の給与は、その派遣先の勤務に対して報酬(報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、派遣先の勤務の対償として受けるすべてのものをいい、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものを除く。以下同じ。)が支給されない場合又はその派遣先の勤務に対して支給される報酬の年額(以下「報酬年額」という。)が外務公務員俸給等相当年額(当該派遣の期間の初日(以下「派遣の日」という。)の前日における当該一般の派遣職員の給料及び扶養手当(当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員(以下「所在国勤務の外務公務員」という。)であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号。以下「外務公務員給与法」という。)の規定により配偶者手当が支給されることとなる職員については、配偶者に係る分を除く。)の月額を基礎として算定される給料、扶養手当、期末手当及び勤勉手当の年額と当該一般の派遣職員が派遣の日の属する月の初日から所在国勤務の外務公務員であるとした場合に外務公務員給与法の規定により支給されることとなる在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当の年額の合計額をいう。以下同じ。)に満たない場合は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに100分の100以内を乗じて得た額とする。

第4条第5項を同条第7項とし、同条第4項中「前3項」を「前5項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「月額」を「年額」に改め、同項

を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合を決定するに当たっては、決定された支給割合により支給されることとなる給与の年額が、外務公務員俸給等相当年額から報酬年額を減じた額（派遣先の勤務に対して報酬が支給されない場合にあつては、外務公務員俸給等相当年額）を超えてはならない。
- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員が、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）第6条第3項の標準号給数（同条第4項に規定する規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、給料等の支給に関する規則（昭和44年4月天理市規則第6号）第32条第1号に掲げる職員であるものとする。第4条に次の1項を加える。
- 8 第1項、第6項及び前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、100分の1未満の端数があつてはならないものとする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（平成22年9月30日揭示済）

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第28号

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業山の辺第一工区土地区画整理事業保留地処分規則（平成18年10月天理市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第37条第5項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利子を付さないことができる。

第37条に次の1項を加える。

- 6 前項本文に規定する利子に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

告 示

（平成22年9月6日揭示済）

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月6日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年9月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間
平成22年9月6日から平成22年11月4日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
(2) 移動・保管費用（1台につき）
ア 移動費 2,000円

イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778

天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成22年9月6日揭示済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月6日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年9月6日

3 移動対象区域

天理市川原城町728番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月6日から平成22年11月4日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月7日揭示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年9月7日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月7日から平成22年11月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月7日揭示済)

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月7日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、な

お一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成22年9月7日
 - 3 移動対象区域
天理市嘉幡町427番地4先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月7日から平成22年11月5日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月8日揭示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月8日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月8日から平成22年11月6日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月9日揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月9日から平成22年11月7日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月9日揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月9日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町568番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月9日から平成22年11月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月10日掲示済)

天理市告示第274号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年9月10日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年9月10日掲示済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月10日から平成22年11月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月10日揭示済)

天理市告示第276号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月10日
 - 3 移動対象区域
天理市櫛本町906番地先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月10日から平成22年11月8日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月13日揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月13日から平成22年11月11日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月13日揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月13日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年9月13日
- 3 移動対象区域
天理市二階堂上ノ庄町136番地10先放置禁止区域外

- 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月13日から平成22年11月11日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年9月14日揭示済）

天理市告示第279号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月14日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月14日から平成22年11月12日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年9月15日揭示済）

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月15日から平成22年11月13日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

（平成22年9月16日揭示済）

天理市告示第281号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月16日から平成22年11月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月17日揭示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月17日から平成22年11月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月21日揭示済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月21日から平成22年11月19日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月21日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月21日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月21日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町133番地1先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月21日から平成22年11月19日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月22日揭示済)

天理市告示第285号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月22日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月22日から平成22年11月20日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月24日揭示済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月24日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年9月24日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月24日から平成22年11月22日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月24日揭示済)

天理市告示第287号

平成22年9月22日付けで認定のあった、平成21年度天理市一般会計決算、平成21年度天理市国民健康保険特別会計決算、平成21年度天理市介護保険特別会計決算、平成21年度後期高齢者医療特別会計決算、平成21年度天理市老人保健特別会計決算、平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計決算、平成21年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計決算、平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計決算、平成21年度天理市立病院事業会計決算及び平成21年度天理市水道事業会計決算の要領は、次のとおりである。

平成22年9月24日

天理市長 南 佳 策

平成21年度 天理市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
1 市税		8,663,035,000	9,673,895,877	8,828,572,829	43,684,205	801,638,843	165,537,829
	1 市民税	3,318,002,000	3,666,009,361	3,386,245,222	11,932,753	267,831,386	68,243,222
	2 固定資産税	3,744,226,000	4,303,318,681	3,822,594,855	25,778,717	454,945,109	78,368,855
	3 軽自動車税	116,884,000	134,508,800	118,682,600	1,662,600	14,163,600	1,798,600
	4 市たばこ税	383,575,000	388,472,581	388,472,581		0	4,897,581
	5 特別土地保有税	550,523,000	551,651,700	550,988,134	663,566	0	465,134
	6 都市計画税	549,825,000	629,934,754	561,589,437	3,646,569	64,698,748	11,764,437
2 地方譲与税		181,421,000	194,650,947	194,650,947		0	13,229,947
	1 地方揮発油譲与税	31,421,000	31,421,000	31,421,000		0	0
	2 自動車重量譲与税	146,000,000	141,666,000	141,666,000		0	△4,344,000
	3 地方道路譲与税	4,000,000	21,573,947	21,573,947		0	17,573,947
3 利子割交付金		40,000,000	39,924,000	39,924,000		0	△76,000
	1 利子割交付金	40,000,000	39,924,000	39,924,000		0	△76,000
4 配当割交付金		20,710,000	20,710,000	20,710,000		0	0
	1 配当割交付金	20,710,000	20,710,000	20,710,000		0	0

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
5 株式等譲渡所得割交付金		10,000,000	9,086,000	9,086,000		0	△914,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	10,000,000	9,086,000	9,086,000		0	△914,000
6 地方消費税交付金		634,000,000	671,497,000	671,497,000		0	37,497,000
	1 地方消費税交付金	634,000,000	671,497,000	671,497,000		0	37,497,000
7 ゴルフ場利用税交付金		63,303,000	62,680,373	62,680,373		0	△622,627
	1 ゴルフ場利用税交付金	63,303,000	62,680,373	62,680,373		0	△622,627
8 自動車取得税交付金		69,000,000	74,864,000	74,864,000		0	5,864,000
	1 自動車取得税交付金	69,000,000	74,864,000	74,864,000		0	5,864,000
9 地方特例交付金		119,622,000	119,622,000	119,622,000		0	0
	1 地方特例交付金	79,189,000	79,189,000	79,189,000		0	0
	2 特別交付金	40,433,000	40,433,000	40,433,000		0	0
10 地方交付税		4,796,859,000	4,858,693,000	4,858,693,000		0	61,834,000
	1 地方交付税	4,796,859,000	4,858,693,000	4,858,693,000		0	61,834,000
11 交通安全対策特別交付金		12,000,000	9,566,000	9,566,000		0	△2,434,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000,000	9,566,000	9,566,000		0	△2,434,000
12 分担金及び負担金		361,673,000	394,005,578	355,896,370		38,109,208	△5,776,630
	1 分担金	7,352,000	9,756,253	9,756,253		0	2,404,253

	2 負担金	354,321,000	384,249,325	346,140,117		38,109,208	△8,180,883
13 使用料及び手数料		404,356,000	443,004,992	399,075,092	560,800	43,369,100	△5,280,908
	1 使用料	228,033,000	273,179,750	229,835,850	481,200	42,862,700	1,802,850
	2 手数料	176,323,000	169,825,242	169,239,242	79,600	506,400	△7,083,758
14 国庫支出金		3,738,433,000	3,389,376,411	3,389,376,411		0	△349,056,589
	1 国庫負担金	1,652,836,000	1,677,523,668	1,677,523,668		0	24,687,668
	2 国庫補助金	2,062,610,000	1,688,806,379	1,688,806,379		0	△373,803,621
	3 委託金	22,987,000	23,046,364	23,046,364		0	59,364
15 県支出金		1,522,420,000	1,242,743,307	1,242,743,307		0	△279,676,693
	1 県負担金	705,747,000	717,054,653	717,054,653		0	11,307,653
	2 県補助金	681,287,000	383,505,814	383,505,814		0	△297,781,186
	3 委託金	135,386,000	142,182,840	142,182,840		0	6,796,840
16 財産収入		119,041,000	116,912,434	116,832,274		80,160	△2,208,726
	1 財産運用収入	58,582,000	54,496,493	54,496,493		0	△4,085,507
	2 財産売却収入	60,459,000	62,415,941	62,335,781		80,160	1,876,781
17 寄附金		1,300,075,000	1,301,353,628	1,301,353,628		0	1,278,628
	1 寄附金	1,300,075,000	1,301,353,628	1,301,353,628		0	1,278,628
18 繰入金		76,271,000	76,184,472	76,184,472		0	△86,528

(単位 円)							
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
	1 基金繰入金	28,733,000	28,647,179	28,647,179		0	△85,821
	2 特別会計繰入金	47,538,000	47,537,293	47,537,293		0	△707
19 繰越金		543,698,000	543,698,699	543,698,699		0	699
	1 繰越金	543,698,000	543,698,699	543,698,699		0	699
20 諸収入		615,634,000	696,341,246	670,025,776	932,925	25,382,545	54,391,776
	1 延滞金加算金及び過料	212,485,000	215,879,932	215,879,932		0	3,394,932
	2 市預金利子	1,112,000	637,896	637,896		0	△474,104
	3 貸付金元利収入	16,764,000	16,456,547	14,142,641	353,310	1,960,596	△2,621,359
	4 受託事業収入	202,785,000	188,510,068	188,510,068		0	△14,274,932
	5 雑入	182,488,000	274,856,803	250,855,239	579,615	23,421,949	68,367,239
21 市債		1,850,100,000	1,593,300,000	1,593,300,000		0	△256,800,000
	1 市債	1,850,100,000	1,593,300,000	1,593,300,000		0	△256,800,000
歳 入 合 計		25,141,651,000	25,532,109,964	24,578,352,178	45,177,930	908,579,856	△563,298,822

歳 出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 議会費		265,040,000	252,062,848		12,977,152	12,977,152
	1 議会費	265,040,000	252,062,848		12,977,152	12,977,152
2 総務費		4,643,080,000	4,454,766,858	17,553,000	170,760,142	188,313,142
	1 総務管理費	4,002,671,449	3,832,273,661	17,553,000	152,844,788	170,397,788
	2 徴税費	358,274,551	344,402,598		13,871,953	13,871,953
	3 戸籍住民基本台帳費	154,243,000	153,759,856		483,144	483,144
	4 選挙費	78,522,000	78,069,433		452,567	452,567
	5 統計調査費	16,095,000	13,133,515		2,961,485	2,961,485
	6 監査委員費	33,274,000	33,127,795		146,205	146,205
3 民生費		8,179,853,000	7,613,298,363	313,235,000	253,319,637	566,554,637
	1 社会福祉費	3,809,666,000	3,631,458,291	78,413,000	99,794,709	178,207,709
	2 児童福祉費	3,242,044,000	2,941,744,820	234,822,000	65,477,180	300,299,180
	3 生活保護費	1,127,242,000	1,039,545,252		87,696,748	87,696,748
	4 災害救助費	901,000	550,000		351,000	351,000
4 衛生費		1,407,426,502	1,320,327,106	6,662,000	80,437,396	87,099,396
	1 保健衛生費	504,221,502	472,308,555		31,912,947	31,912,947

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
	2 清掃費	903,205,000	848,018,551	6,662,000	48,524,449	55,186,449
5 労働費		15,614,000	15,610,000		4,000	4,000
	1 労働諸費	15,614,000	15,610,000		4,000	4,000
6 農林費		411,304,000	374,890,830	21,150,000	15,263,170	36,413,170
	1 農業費	391,355,000	356,071,223	21,150,000	14,133,777	35,283,777
	2 林業費	19,949,000	18,819,607		1,129,393	1,129,393
7 商工費		182,648,000	170,468,869		12,179,131	12,179,131
	1 商工費	182,648,000	170,468,869		12,179,131	12,179,131
8 土木費		3,250,366,000	2,652,778,580	563,166,000	34,421,420	597,587,420
	1 道路橋りょう費	742,003,000	406,634,134	321,742,000	13,626,866	335,368,866
	2 河川費	144,234,000	109,066,825	32,563,000	2,604,175	35,167,175
	3 都市計画費	2,171,393,000	1,983,318,231	181,113,000	6,961,769	188,074,769
	4 住宅費	192,736,000	153,759,390	27,748,000	11,228,610	38,976,610
9 消防費		846,977,000	843,008,648	1,377,000	2,591,352	3,968,352
	1 消防費	846,977,000	843,008,648	1,377,000	2,591,352	3,968,352
10 教育費		3,509,208,000	3,230,728,157	127,017,000	151,462,843	278,479,843
	1 教育総務費	626,964,000	618,483,038		8,480,962	8,480,962

	2 小学校費	957,436,000	796,657,961	99,129,000	61,649,039	160,778,039
	3 中学校費	321,974,000	302,095,041	6,137,000	13,741,959	19,878,959
	4 幼稚園費	625,812,000	599,866,540	1,155,000	24,790,460	25,945,460
	5 社会教育費	735,048,000	702,604,808	1,400,000	31,043,192	32,443,192
	6 保健体育費	241,974,000	211,020,769	19,196,000	11,757,231	30,953,231
11 災害復旧費		40,399,000	28,830,899	8,600,000	2,968,101	11,568,101
	1 公共土木施設災害復旧費	18,920,000	17,199,483		1,720,517	1,720,517
	2 農林業施設災害復旧費	21,479,000	11,631,416	8,600,000	1,247,584	9,847,584
12 公債費		2,365,675,000	2,359,506,754		6,168,246	6,168,246
	1 公債費	2,365,675,000	2,359,506,754		6,168,246	6,168,246
13 諸支出金		17,102,000	17,101,152		848	848
	1 公営企業費	17,102,000	17,101,152		848	848
14 予備費		6,958,498	0		6,958,498	6,958,498
	1 予備費	6,958,498	0		6,958,498	6,958,498
歳 出 合 計		25,141,651,000	23,333,379,064	1,058,760,000	749,511,936	1,808,271,936

歳入歳出差引残額 1,244,973,114 円
 うち基金繰入額 500,000,000 円

平成21年度 天理市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 国民健康保険料		1,612,756,000	2,172,568,929	1,509,251,143	85,829,530	577,488,256	△103,504,857
	1 国民健康保険料	1,612,756,000	2,172,568,929	1,509,251,143	85,829,530	577,488,256	△103,504,857
2 使用料及び手数料		120,000	164,700	164,700		0	44,700
	1 手数料	120,000	164,700	164,700		0	44,700
3 国庫支出金		1,980,742,000	1,968,978,876	1,968,978,876		0	△11,763,124
	1 国庫負担金	1,356,343,000	1,364,288,420	1,364,288,420		0	7,945,420
	2 国庫補助金	624,399,000	604,690,456	604,690,456		0	△19,708,544
4 療養給付費交付金		308,046,000	326,103,997	326,103,997		0	18,057,997
	1 療養給付費交付金	308,046,000	326,103,997	326,103,997		0	18,057,997
5 前期高齢者交付金		896,846,000	896,846,109	896,846,109		0	109
	1 前期高齢者交付金	896,846,000	896,846,109	896,846,109		0	109
6 県支出金		306,424,000	297,458,171	297,458,171		0	△8,965,829
	1 県負担金	38,863,000	41,097,171	41,097,171		0	2,234,171
	2 県補助金	267,561,000	256,361,000	256,361,000		0	△11,200,000
7 共同事業交付金		726,867,000	735,797,551	735,797,551		0	8,930,551

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入 済額との比較
	1 共同事業交付金	726,867,000	735,797,551	735,797,551		0	8,930,551
8 財産収入		60,000	39,470	39,470		0	△20,530
	1 財産運用収入	60,000	39,470	39,470		0	△20,530
9 繰入金		479,480,000	464,393,102	464,393,102		0	△15,086,898
	1 他会計繰入金	439,480,000	424,393,102	424,393,102		0	△15,086,898
	2 基金繰入金	40,000,000	40,000,000	40,000,000		0	0
10 繰越金		306,585,000	446,126,926	446,126,926		0	139,541,926
	1 繰越金	306,585,000	446,126,926	446,126,926		0	139,541,926
11 諸収入		8,865,000	3,734,185	3,734,185		0	△5,130,815
	1 延滞金及び過料	2,000	18,140	18,140		0	16,140
	2 市預金利子	1,000	0	0		0	△1,000
	3 雑入	8,862,000	3,716,045	3,716,045		0	△5,145,955
歳 入 合 計		6,626,791,000	7,312,212,016	6,648,894,230	85,829,530	577,488,256	22,103,230

歳 出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出 済額との比較
1 総務費		156,186,000	142,683,418		13,502,582	13,502,582
	1 総務管理費	134,629,000	122,262,458		12,366,542	12,366,542
	2 徴収費	20,919,000	20,028,203		890,797	890,797
	3 運営協議会費	638,000	392,757		245,243	245,243
2 保険給付費		4,428,565,795	4,040,269,502		388,296,293	388,296,293
	1 療養諸費	3,931,718,795	3,594,256,466		337,462,329	337,462,329
	2 高額療養費	433,800,000	398,934,216		34,865,784	34,865,784
	3 移送費	150,000	0		150,000	150,000
	4 出産育児諸費	69,297,000	44,108,820		15,188,180	15,188,180
	5 葬祭諸費	3,600,000	2,970,000		630,000	630,000
3 後期高齢者支援金等		845,902,000	845,895,109		6,891	6,891
	1 後期高齢者支援金等	845,902,000	845,895,109		6,891	6,891
4 前期高齢者納付金等		2,477,826	2,405,213		72,613	72,613
	1 前期高齢者納付金等	2,477,826	2,405,213		72,613	72,613
5 老人保健拠出金		113,375,000	113,276,258		98,742	98,742
	1 老人保健拠出金	113,375,000	113,276,258		98,742	98,742

(単位 円)						
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
6 介護納付金		310,785,000	310,784,701		299	299
	1 介護納付金	310,785,000	310,784,701		299	299
7 共同事業拠出金		691,845,000	691,838,091		6,909	6,909
	1 共同事業拠出金	691,845,000	691,838,091		6,909	6,909
8 保健事業費		63,052,000	36,314,244		26,737,756	26,737,756
	1 特定健康診査等事業費	51,808,000	26,065,248		25,742,752	25,742,752
	2 保健事業費	11,244,000	10,248,996		995,004	995,004
9 基金積立金		60,000	39,470		20,530	20,530
	1 基金積立金	60,000	39,470		20,530	20,530
10 公債費		3,084,000	0		3,084,000	3,084,000
	1 一般公債費	3,084,000	0		3,084,000	3,084,000
11 諸支出金		10,532,000	2,585,329		7,946,671	7,946,671
	1 償還金及び還付加算金	7,772,000	2,012,605		5,759,395	5,759,395
	2 特例措置対象被保険者療養費	2,760,000	572,724		2,187,276	2,187,276
12 予備費		926,379	0		926,379	926,379
	1 予備費	926,379	0		926,379	926,379
歳 出 合 計		6,626,791,000	6,186,091,335		440,699,665	440,699,665

歳入歳出差引残額

462,802,895 円

平成21年度 天理市介護保険特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)							
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 介護保険料		630,910,000	704,923,750	677,315,800	6,870,470	20,737,480	46,405,800
	1 介護保険料	630,910,000	704,923,750	677,315,800	6,870,470	20,737,480	46,405,800
2 分担金及び負担金		1,411,000	1,225,980	1,225,980		0	△185,020
	1 負担金	1,411,000	1,225,980	1,225,980		0	△185,020
3 使用料及び手数料		31,000	59,650	59,650		0	28,650
	1 手数料	31,000	59,650	59,650		0	28,650
4 国庫支出金		802,915,000	772,943,700	772,943,700		0	△29,971,300
	1 国庫負担金	594,421,000	568,136,000	568,136,000		0	△26,285,000
	2 国庫補助金	208,494,000	204,807,700	204,807,700		0	△3,686,300
5 支払基金交付金		1,016,529,000	966,256,545	966,256,545		0	△50,272,455
	1 支払基金交付金	1,016,529,000	966,256,545	966,256,545		0	△50,272,455
6 県支出金		510,375,000	484,591,350	484,591,350		0	△25,783,650
	1 県負担金	494,954,000	469,171,000	469,171,000		0	△25,783,000
	2 県補助金	15,421,000	15,420,350	15,420,350		0	△650
7 財産収入		568,000	423,866	423,866		0	△144,134

(単位 円)							
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
	1 財産運用収入	568,000	423,866	423,866		0	△144,134
8 繰入金		554,305,000	551,456,576	551,456,576		0	△2,848,424
	1 他会計繰入金	532,760,000	532,760,000	532,760,000		0	0
	2 基金繰入金	21,545,000	18,696,576	18,696,576		0	△2,848,424
9 繰越金		199,593,000	199,593,328	199,593,328		0	328
	1 繰越金	199,593,000	199,593,328	199,593,328		0	328
10 諸収入		6,000	0	0		0	△6,000
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0		0	△2,000
	2 市預金利息	1,000	0	0		0	△1,000
	3 雑入	3,000	0	0		0	△3,000
歳 入 合 計		3,716,643,000	3,681,474,745	3,653,866,795	6,870,470	20,737,480	△62,776,205

歳 出

(単位 円)						
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		73,782,000	63,747,498		10,034,502	10,034,502
	1 総務管理費	11,987,000	8,363,609		3,623,391	3,623,391
	2 徴収費	11,056,000	10,170,693		885,307	885,307
	3 介護認定審査会費	50,363,000	44,935,751		5,427,249	5,427,249
	4 介護保険事業推進費	376,000	277,445		98,555	98,555
2 保険給付費		3,351,920,000	3,201,859,999		150,060,001	150,060,001
	1 介護サービス等諸費	2,835,360,000	2,768,124,975		67,235,025	67,235,025
	2 介護予防サービス等諸費	298,260,000	266,646,698		31,613,302	31,613,302
	3 その他諸費	5,900,000	5,759,850		140,150	140,150
	4 高額介護サービス等費	50,000,000	47,743,203		2,256,797	2,256,797
	5 高額医療合算介護サービス等費	47,800,000	5,562,813		42,237,187	42,237,187
	6 特定入所者介護サービス等費	114,600,000	108,022,460		6,577,540	6,577,540
3 財政安定化基金拠出金		1,000	0		1,000	1,000
	1 財政安定化基金拠出金	1,000	0		1,000	1,000
4 地域支援事業費		86,941,000	60,763,308		26,177,692	26,177,692
	1 介護予防事業費	26,238,000	4,063,697		22,174,303	22,174,303

(単位 円)						
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
	2 包括的支援事業・任意事業費	60,703,000	56,699,611		4,003,389	4,003,389
5 基金積立金		106,213,000	106,067,980		145,020	145,020
	1 基金積立金	106,213,000	106,067,980		145,020	145,020
6 諸支出金		97,786,000	97,144,489		641,511	641,511
	1 償還金及び還付加算金	50,248,000	49,607,196		640,804	640,804
	2 繰出金	47,538,000	47,537,293		707	707
歳 出 合 計		3,716,643,000	3,529,583,274		187,059,726	187,059,726

歳入歳出差引残額

124,283,521 円

平成21年度 天理市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳 入

							(単位 円)
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 後期高齢者医療保険料		388,847,000	374,071,100	368,137,100		5,934,000	△20,709,900
	1 後期高齢者医療保険料	388,847,000	374,071,100	368,137,100		5,934,000	△20,709,900
2 使用料及び手数料		2,000	76,950	76,950		0	74,950
	1 手数料	2,000	76,950	76,950		0	74,950
3 繰入金		137,516,000	137,516,000	137,516,000		0	0
	1 他会計繰入金	137,516,000	137,516,000	137,516,000		0	0
4 繰越金		5,051,000	5,051,783	5,051,783		0	783
	1 繰越金	5,051,000	5,051,783	5,051,783		0	783
5 諸収入		18,452,000	6,660,467	6,660,467		0	△11,791,533
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0		0	△2,000
	2 償還金及び還付加算金	505,000	18,300	18,300		0	△486,700
	3 市預金利子	1,000	0	0		0	△1,000
	4 雑入	17,944,000	6,642,167	6,642,167		0	△11,301,833
6 国庫支出金		4,074,000	4,074,000	4,074,000		0	0
	1 国庫補助金	4,074,000	4,074,000	4,074,000		0	0

							(単位 円)
款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
歳 入 合 計		553,942,000	527,450,300	521,516,300		5,934,000	△32,425,700

歳 出

							(単位 円)
款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較	
1 総務費		16,580,000	16,020,745		559,255	559,255	
	1 総務管理費	14,263,000	13,921,522		341,478	341,478	
	2 徴収費	2,317,000	2,099,223		217,777	217,777	
2 後期高齢者医療広域連合納付金		518,914,000	498,298,925		20,615,075	20,615,075	
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	518,914,000	498,298,925		20,615,075	20,615,075	
3 保健事業費		17,943,000	7,115,768		10,827,232	10,827,232	
	1 健康保持増進事業費	17,943,000	7,115,768		10,827,232	10,827,232	
4 諸支出金		505,000	18,300		486,700	486,700	
	1 償還金及び還付加算金	505,000	18,300		486,700	486,700	
歳 出 合 計		553,942,000	521,453,738		32,488,262	32,488,262	

歳入歳出差引残額

62,562 円

平成21年度 天理市老人保健特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		10,851,000	1,550,464	1,550,464		0	△9,300,536
	1 支払基金交付金	10,851,000	1,550,464	1,550,464		0	△9,300,536
2 国庫支出金		11,686,000	7,724,887	7,724,887		0	△3,961,113
	1 国庫負担金	11,686,000	7,724,887	7,724,887		0	△3,961,113
3 県支出金		991,000	0	0		0	△991,000
	1 県負担金	991,000	0	0		0	△991,000
4 繰入金		2,033,000	2,033,000	2,033,000		0	0
	1 他会計繰入金	2,033,000	2,033,000	2,033,000		0	0
5 繰越金		1,000	0	0		0	△1,000
	1 繰越金	1,000	0	0		0	△1,000
6 諸収入		4,000	5,494,539	5,494,539		0	5,490,539
	1 市預金利息	1,000	0	0		0	△1,000
	2 雑入	3,000	5,494,539	5,494,539		0	5,491,539
歳 入 合 計		25,566,000	16,802,890	16,802,890		0	△8,763,110

歳 出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		1,050,000	923,984		126,016	126,016
	1 総務管理費	1,050,000	923,984		126,016	126,016
2 医療諸費		16,748,000	7,066,721		9,681,279	9,681,279
	1 医療諸費	16,748,000	7,066,721		9,681,279	9,681,279
3 諸支出金		2,355,000	2,354,074		926	926
	1 償還金	2,355,000	2,354,074		926	926
4 繰上充用金		5,413,000	5,412,277		723	723
	1 繰上充用金	5,413,000	5,412,277		723	723
歳 出 合 計		25,566,000	15,757,056		9,808,944	9,808,944

歳入歳出差引残額 1,045,834 円

平成21年度 天理市大和都市計画下水道事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 分担金及び負担金		4,402,000	4,502,034	3,135,410	335,800	1,030,824	△1,266,590
	1 負担金	4,402,000	4,502,034	3,135,410	335,800	1,030,824	△1,266,590
2 使用料及び手数料		1,158,961,000	1,153,909,599	1,102,573,463	1,423,513	49,912,623	△56,387,537
	1 使用料	1,158,570,000	1,153,545,699	1,102,209,563	1,423,513	49,912,623	△56,360,437
	2 手数料	391,000	363,900	363,900		0	△27,100
3 国庫支出金		537,430,000	411,780,000	411,780,000		0	△125,650,000
	1 国庫補助金	537,430,000	411,780,000	411,780,000		0	△125,650,000
4 県支出金		113,750,000	0	0		0	△113,750,000
	1 県補助金	113,750,000	0	0		0	△113,750,000
5 繰入金		1,563,428,000	1,563,428,000	1,563,428,000		0	0
	1 他会計繰入金	1,563,428,000	1,563,428,000	1,563,428,000		0	0
6 繰越金		123,539,000	123,539,371	123,539,371		0	371
	1 繰越金	123,539,000	123,539,371	123,539,371		0	371
7 諸収入		4,002,000	1,548,836	1,548,836		0	△2,453,164
	1 市預金利息	1,000	0	0		0	△1,000

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
	2 雑入	4,001,000	1,548,836	1,548,836		0	△2,452,164
8 市債		2,057,200,000	1,621,600,000	1,621,600,000		0	△435,600,000
	1 市債	2,057,200,000	1,621,600,000	1,621,600,000		0	△435,600,000
歳入合計		5,562,712,000	4,880,307,840	4,827,605,080	1,759,313	50,943,447	△735,106,920

歳出

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 下水道事業費		2,823,766,000	2,068,254,198	551,203,650	204,308,152	755,511,802
	1 下水道費	851,095,000	776,787,480	20,161,050	54,146,470	74,307,520
	2 下水道事業費	1,972,671,000	1,291,466,718	531,042,600	150,161,682	681,204,282
2 公債費		2,738,846,000	2,720,137,556		18,708,444	18,708,444
	1 公債費	2,738,846,000	2,720,137,556		18,708,444	18,708,444
3 予備費		100,000	0		100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0		100,000	100,000
歳出合計		5,562,712,000	4,788,391,754	551,203,650	223,116,596	774,320,246

歳入歳出差引残額 39,213,326 円

なお、この残額は、下水道事業について平成22年4月1日から地方公営企業法の規定の全部を適用したことに伴い、同法第17条の規定により特別会計に引き継いだ。

平成21年度 天理市住宅新築資金等貸付金特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 繰入金		1,753,000	1,753,000	1,753,000		0	0
	1 他会計繰入金	1,753,000	1,753,000	1,753,000		0	0
2 繰越金		4,094,000	4,094,502	4,094,502		0	502
	1 繰越金	4,094,000	4,094,502	4,094,502		0	502
3 諸収入		44,172,000	47,123,345	47,123,345		0	2,951,345
	1 雑入	44,172,000	47,123,345	47,123,345		0	2,951,345
歳入合計		50,019,000	52,970,847	52,970,847		0	2,951,847

歳出

(単位 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,487,000	2,477,000		10,000	10,000
	1 総務管理費	2,487,000	2,477,000		10,000	10,000
2 公債費		47,532,000	47,450,760		81,240	81,240
	1 公債費	47,532,000	47,450,760		81,240	81,240
歳出合計		50,019,000	49,927,760		91,240	91,240

歳入歳出差引残額 3,043,087 円

平成21年度 天理市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳 入

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
1 国庫支出金		77,390,000	59,021,980	59,021,980		0	△18,368,020
	1 国庫補助金	77,390,000	59,021,980	59,021,980		0	△18,368,020
2 繰入金		44,997,000	44,997,000	44,997,000		0	0
	1 他会計繰入金	44,997,000	44,997,000	44,997,000		0	0
	2 基金繰入金	0	0	0		0	0
3 繰越金		21,512,000	21,512,240	21,512,240		0	240
	1 繰越金	21,512,000	21,512,240	21,512,240		0	240
4 諸収入		2,000	403,200	403,200		0	401,200
	1 市預金利息	1,000	0	0		0	△1,000
	2 雑入	1,000	403,200	403,200		0	402,200
5 市債		54,800,000	44,300,000	44,300,000		0	△10,500,000
	1 市債	54,800,000	44,300,000	44,300,000		0	△10,500,000
6 保留地処分金		50,000,000	50,000,000	50,000,000		0	0
	1 保留地処分金	50,000,000	50,000,000	50,000,000		0	0
7 財産収入		138,000	95,838	95,838		0	△42,162

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予算現額と収入済額との比較
	1 財産運用収入	138,000	95,838	95,838		0	△42,162
歳 入 合 計		248,839,000	220,330,258	220,330,258		0	△28,508,742

歳 出

(単位 円)

款	項	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	予算現額と支出済額との比較
1 土地区画整理事業費		248,407,000	192,797,153	46,500,000	9,109,847	55,609,847
	1 土地区画整理事業費	248,407,000	192,797,153	46,500,000	9,109,847	55,609,847
2 公債費		432,000	249,402		182,598	182,598
	1 公債費	432,000	249,402		182,598	182,598
歳 出 合 計		248,839,000	193,046,555	46,500,000	9,292,445	55,792,445

歳入歳出差引残額

27,283,703 円

平成21年度 天理市立

[1] 収益的收入及び支出
収 入

区 分	予 算 額		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額
第1款 病院事業収益	1,990,132,000	158,691,000	0
第1項 医業収益	1,951,282,000	△ 42,168,000	0
第2項 医業外収益	38,849,000	200,859,000	0
第3項 特別利益	1,000	0	0

支 出

区 分	予 算 額					
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計
第1款 病院事業費用	1,990,132,000	158,691,000	0	0	0	2,148,823,000
第1項 医業費用	1,914,093,000	160,967,000	0	0	0	2,075,060,000
第2項 医業外費用	73,507,000	△ 2,276,000	0	0	0	71,231,000
第3項 特別損失	2,232,000	0	0	0	0	2,232,000
第4項 予備費	300,000	0	0	0	0	300,000

病院事業決算報告書

(単位：円)

合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税額)
2,148,823,000	1,963,809,312	△ 185,013,688	5,550,539
1,909,114,000	1,726,290,391	△ 182,823,609	5,360,324
239,708,000	237,518,921	△ 2,189,079	190,215
1,000	0	△ 1,000	

(単位：円)

地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰越額	合 計	決 算 額	地方公営企 業法第26条 第2項の規定 による繰 越額	不 用 額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税額)
0	2,148,823,000	2,082,368,243	0	66,454,757	26,506,975
0	2,075,060,000	2,011,964,761	0	63,095,239	26,460,820
0	71,231,000	69,982,542	0	1,248,458	44,848
0	2,232,000	420,940	0	1,811,060	1,307
0	300,000	0	0	300,000	

[2] 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算 額			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 資本的収入	75,755,000	4,320,000	80,075,000	0
第1項 企業債	25,000,000	0	25,000,000	0
第2項 補助金	50,753,000	4,320,000	55,073,000	0
第3項 固定資産 売却代金	1,000	0	1,000	0
第4項 寄附金	1,000	0	1,000	0

支 出

区 分	予 算 額					地方公営企業法第26条の規定による繰越額	繰越費 通次繰 越額
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	小 計		
第1款 資本的支出	113,881,000	4,320,000	0	0	118,201,000	0	0
第1項 建設改良費	28,041,000	4,320,000	0	0	32,361,000	0	0
第2項 企業債 償還金	85,640,000	0	0	0	85,640,000	0	0
第3項 予備費	200,000	0	0	0	200,000	0	0

(単位：円)

継続費通次繰越額に係る財源充当額	合 計	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
				(うち、仮受消費税 及び地方消費税額)
0	80,075,000	80,059,077	△ 15,923	
0	25,000,000	25,000,000	0	
0	55,073,000	55,059,077	△ 13,923	
0	1,000	0	△ 1,000	
0	1,000	0	△ 1,000	

(単位：円)

合 計	決 算 額	翌年度繰越額			不用額	備 考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税額)
		地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
118,201,000	116,637,763	0	0	0	1,563,237	1,476,106
32,361,000	30,998,236	0	0	0	1,362,764	1,476,106
85,640,000	85,639,527	0	0	0	473	
200,000	0	0	0	0	200,000	

資本的収入額80,059,077円が資本的支出額116,637,763円に不足する額36,578,686円は、
当年度分損益勘定留保資金36,578,686円で補填した。

平成21年度天理市立病院事業損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで) (単位:円)

1	医業収益			
(1)	入院収益	875,325,095		
(2)	外来収益	590,459,086		
(3)	その他医業収益	<u>255,145,886</u>	1,720,930,067	
2	医業費用			
(1)	給与費	1,329,704,333		
(2)	材料費	247,725,742		
(3)	経費	311,492,978		
(4)	減価償却費	91,817,274		
(5)	資産減耗費	2,516,191		
(6)	研究研修費	2,247,423		
(7)	臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>1,985,503,941</u>	
	医業損失			264,573,874
3	医業外収益			
(1)	受取利息配当金	48,421		
(2)	他会計補助金	212,316,323		
(3)	他会計負担金	16,522,328		
(4)	患者外給食収益	498,662		
(5)	その他医業外収益	<u>7,942,972</u>	237,328,706	
4	医業外費用			
(1)	支払利息及び 企業債取扱諸費	24,013,806		
(2)	繰延勘定償却	3,249,789		
(3)	患者外給食材料費	220,437		
(4)	負担金	38,664,376		
(5)	雑損失	0		
(6)	雑支出	<u>24,745,722</u>	<u>90,894,130</u>	<u>146,434,576</u>
	経常損失			118,139,298
5	特別利益			
(1)	過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6	特別損失			
(1)	過年度損益修正損	419,633		
(2)	その他特別損失	<u>0</u>	<u>419,633</u>	<u>419,633</u>
	当年度純損失			118,558,931
	前年度繰越欠損金			<u>864,483,525</u>
	当年度未処理欠損金			<u><u>983,042,456</u></u>

平成21年度天理市立病院事業剰余金計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位:円)

利益剰余金の部

I 欠損金

(1) 前年度未処理欠損金		864,483,525
(2) 前年度欠損金処理額	<u>0</u>	<u>0</u>
繰越欠損金年度末残高		864,483,525
(3) 当年度純損失		<u>118,558,931</u>
当年度未処理欠損金		<u><u>983,042,456</u></u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額

(単位:円)

1 前年度末残高	0	
2 当年度発生高	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		0

II 補助金

1 前年度末残高	1,552,164,524	
2 当年度発生高	55,059,077	
3 当年度処分額	<u>152,248,148</u>	
4 当年度末残高		1,454,975,453

III 寄附金

1 前年度末残高	3,200,000	
2 当年度発生高	0	
3 当年度処分額	<u>0</u>	
4 当年度末残高		<u>3,200,000</u>
翌年度繰越資本剰余金		<u><u>1,458,175,453</u></u>

平成21年度天理市立病院事業欠損金処理計算書

(単位:円)

1 当年度未処理欠損金		983,042,456
2 欠損金処理額	<u>0</u>	<u>0</u>
3 翌年度繰越欠損金		<u><u>983,042,456</u></u>

平成21年度天理市立病院事業貸借対照表
(平成22年3月31日)

(単位:円)

資 産 の 部			
1	固定資産		
	(1) 有形固定資産		
	イ 土地	20,212,001	
	ロ 建物	1,933,397,123	
	減価償却累計額	<u>882,002,433</u>	1,051,394,690
	ハ 構築物	105,021,759	
	減価償却累計額	<u>74,090,076</u>	30,931,683
	ニ 器械備品	929,374,956	
	減価償却累計額	<u>832,835,795</u>	96,539,161
	ホ 車両	5,725,600	
	減価償却累計額	<u>4,071,650</u>	<u>1,653,950</u>
	有形固定資産合計		<u>1,200,731,485</u>
	固定資産合計		1,200,731,485
2	流動資産		
	(1) 現金預金	38,123,327	
	(2) 未収金	230,109,526	
	(3) 貯蔵品	6,475,106	
	(4) 前払金	106,370	
	(5) 前渡金	<u>0</u>	
	流動資産合計		274,814,329
3	繰延勘定		
	(1) 控除対象外消費税額	<u>7,239,995</u>	
	繰延勘定合計		<u>7,239,995</u>
	資産合計		<u><u>1,482,785,809</u></u>

負債の部

4 固定負債

(1) 退職給与引当金	34,877,846	
(2) 修繕引当金	<u>43,450</u>	
固定負債合計		34,921,296

5 流動負債

(1) 一時借入金	0	
(2) 未払金	291,897,534	
(3) 預り金	7,598,791	
(4) 前受金	<u>0</u>	
流動負債合計		<u>299,496,325</u>
負債合計		<u>334,417,621</u>

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	183,491,750	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>489,743,441</u>	
借入資本金合計	<u>489,743,441</u>	
資本金合計		673,235,191

7 剰余金

(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	0	
ロ 補助金	1,454,975,453	
ハ 寄附金	<u>3,200,000</u>	
資本剰余金合計		1,458,175,453
(2) 欠損金		
イ 減債積立金	0	
ロ 建設改良積立金	0	
ハ 当年度未処理欠損金	<u>983,042,456</u>	
欠損金合計	<u>983,042,456</u>	
剰余金合計		<u>475,132,997</u>
資本合計		<u>1,148,368,188</u>
負債資本合計		<u>1,482,785,809</u>

平成21年度 天理市立病院事業報告書

1. 概 況

(1) 総括事項

平成21年度天理市立病院事業の概況を報告いたします。

当病院は、地域医療の普及向上と公共福祉の増進を図るため病院の施設および医療機器の整備充実に努め、患者サービスに万全を期するよう努力を重ね地域に根ざした総合的な病院としての機能を発揮するよう努めてまいりました。

業務量については、入院患者数で32,716人、外来患者数で78,166人、合計で110,882人となり、前年度に比較し合計で延べ2,230人(2.1%)の増加となりました。

また、経理の状況であります。収益的収入では収入合計1,958,258,773円(7.9%増)となっています。一方、収益的支出については費用の節減をはかり効率的な運用に努めましたが、支出総額は2,076,817,704円(4.1%増)となり差引118,558,931円の当年度純損失の計上となりました。

次に、資本的収入では、一般会計補助金等総額80,059,077円となっています。一方資本的支出では、企業債償還金、建設改良費等で総額116,637,763円となっており、収入額が支出額に対し不足する額36,578,686円は、当年度損益勘定留保資金36,578,686円で補てんし本年度の決算を終了いたしました。

今後事業の公共性と経済性の調和を図りながら効率的な運営に努め医療の充実に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議会	議案番号	件 名	議決年月日
平成21年 第3回定例会	認定案第9号	平成20年度天理市立病院事業会計決算認定について	H21.9.17
平成21年 第4回定例会	議案第55号	平成21年度天理市立病院事業会計補正予算(第1号)	H21.12.17
平成22年 第1回定例会	議案第7号 議案第15号	平成21年度天理市立病院事業会計補正予算(第2号) 平成22年度天理市立病院事業会計予算	H22.3.24

(3) 行政官庁許認可事項

イ 平成21年度起債許可

申請年月日	申請先	事業名	金額(千円)	同意年月日	備 考
H21.5.13	奈良県知事	医療機器整備事業	12,500	H21.9.30	借入先 南都銀行
H21.5.13	奈良県知事	医療機器整備事業	12,500	H21.9.30	借入先 財務省

ロ 平成21年度行政官庁認可

申請年月日	申請先	件 名	届出受理番号	認(許)可 年月日
H21.4.1	近畿厚生局長	高度難聴指導管理料	(高) 第38号	H21.4.1

(4) 職員に関する事項 平成22年3月31日現在 (単位:人)

事務職員	技術職員	技能職員	計
9	106	6	121

2. 業 務

(1) 業 務 量

イ 患者数及び料金収益

区 分		患 者 数		料 金 収 益	
		延 数	1日平均	総 額	1人1日平均
入 院	本年度	32,716人	89.6人	875,325,095円	26,755円
	前年度	33,307人	91.3人	885,753,038円	26,594円
	増 減	△ 591人	△ 1.7人	△ 10,427,943円	161円
	増減率	△ 1.8%	△ 1.9%	△ 1.2%	0.6%
外 来	本年度	78,166人	315.2人	590,459,086円	7,554円
	前年度	75,345人	302.6人	581,517,781円	7,718円
	増 減	2,821人	12.6人	8,941,305円	△ 164円
	増減率	3.7%	4.2%	1.5%	△ 2.1%
計	本年度	110,882人	404.8人	1,465,784,181円	13,219円
	前年度	108,652人	393.9人	1,467,270,819円	13,504円
	増 減	2,230人	10.9人	△ 1,486,638円	△ 285円
	増減率	2.1%	2.8%	△ 0.1%	△ 2.1%

ロ 科別患者数

区 分		1.内科	2.人工透析 内科	3.外科	4.整形 外科	5.小児科	6.産婦 人科	7.眼科	8.耳 鼻 いんこう科	計
入 院	延患者数(人)	18,016	1,503	4,548	4,575	334	3,490	0	250	32,716
	1日平均 患者数(人)	49.4	4.1	12.5	12.5	0.9	9.5	0.0	0.7	89.6
	百分比(%)	55.1	4.6	13.9	14.0	1.0	10.6	0.0	0.8	100.0
外 来	延患者数(人)	35,723	4,114	5,936	10,716	6,500	6,218	3,980	4,979	78,166
	1日平均 患者数(人)	144.0	16.6	23.9	43.2	26.2	25.1	16.1	20.1	315.2
	百分比(%)	45.7	5.3	7.6	13.7	8.3	7.9	5.1	6.4	100.0
計	延患者数(人)	53,739	5,617	10,484	15,291	6,834	9,708	3,980	5,229	110,882
	1日平均 患者数(人)	193.4	20.7	36.4	55.7	27.1	34.6	16.1	20.8	404.8
	百分比(%)	48.5	5.1	9.4	13.8	6.2	8.7	3.6	4.7	100.0

(2) 事業収入に関する事項

事 項	平成21年度	平成20年度	比 較		備 考
			増 減	比 率	
	円	円	円	%	
1 医業収益	1,720,930,067	1,647,522,393	73,407,674	104.5	
(1) 入院収益	875,325,095	885,753,038	△ 10,427,943	98.8	
(2) 外来収益	590,459,086	581,517,781	8,941,305	101.5	
(3) その他の 医業収益	255,145,886	180,251,574	74,894,312	141.5	
2 医業外収益	237,328,706	167,623,519	69,705,187	141.6	
(1) 受取利息 配当金	48,421	91,720	△ 43,299	52.8	
(2) 他会計補助金	212,316,323	121,697,715	90,618,608	174.5	
(3) 他会計負担金	16,522,328	26,932,519	△ 10,410,191	61.3	
(4) 患者外 給食収益	498,662	175,024	323,638	284.9	
(5) その他 医業外収益	7,942,972	18,726,541	△ 10,783,569	42.4	
3 特別利益	0	0	0	-	
(1) 過年度 損益修正益	0	0	0	-	
合 計	1,958,258,773	1,815,145,912	143,112,861	107.9	

(3) 事業費用に関する事項

事 項	平成21年度	構成比	平成20年度	構成比	比 較		備 考
					増減	比率	
	円	%	円	%	円	%	
1 医業費用	1,985,503,941	95.5	1,902,710,259	95.3	82,793,682	104.4	
(1) 給 与 費	1,329,704,333	64.0	1,250,846,591	62.7	78,857,742	106.3	
(2) 材 料 費	247,725,742	11.9	249,863,771	12.5	△ 2,138,029	99.1	
(3) 経 費	311,492,978	15.0	305,538,237	15.3	5,954,741	101.9	
(4) 減価償却費	91,817,274	4.4	93,601,842	4.7	△ 1,784,568	98.1	
(5) 資産減耗費	2,516,191	0.1	989,970	0.0	1,526,221	254.2	
(6) 研究研修費	2,247,423	0.1	1,826,162	0.1	421,261	123.1	
(7) 臨床研修医 負担金	0	0.0	43,686	0.0	△ 43,686	0.0	
2 医業外費用	90,894,130	4.5	91,175,536	4.7	△ 281,406	99.7	
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,013,806	1.2	24,263,261	1.2	△ 249,455	99.0	
(2) 繰延勘定償却	3,249,789	0.2	3,362,559	0.2	△ 112,770	96.6	
(3) 患者外 給食材料費	220,437	0.0	95,097	0.0	125,340	231.8	
(4) 負担金	38,664,376	1.9	27,209,830	1.4	11,454,546	142.1	
(5) 雑損失	0	0.0	11,125,244	0.6	△ 11,125,244	0.0	
(6) 雑支出	24,745,722	1.2	25,119,545	1.3	△ 373,823	98.5	
3 特別損失	419,633	0.0	558,909	0.0	△ 139,276	75.1	
(1) 過年度 損益修正損	419,633	0.0	558,909	0.0	△ 139,276	75.1	
(2) その他 特別損失	0	-	0	-	0	-	
合 計	2,076,817,704	100.0	1,994,444,704	100.0	82,373,000	104.1	

(4) その他の主要な事項

イ

(単位：円)

科 目	予 算 額	決 算 額	不 用 額	うち仮払消費税及び 地方消費税額
職員給与費	1,363,392,000	1,330,077,675	33,314,325	373,342

ロ

たな卸資産購入限度額	270,600,000 円
たな卸資産購入決算額	138,009,255 円(うち、仮払消費税及び地方消費税額 6,571,809円)

3. 会 計

(1) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企業債の概況

前年度末残高	550,382,968 円
本年度借入金	25,000,000 円
本年度償還高	85,639,527 円
本年度末残高	489,743,441 円

ロ 一時借入金の概況

前年度末残高	160,000,000 円
本年度借入残高最高額	360,000,000 円
本年度末残高	0 円

平成21年度天理市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算		
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法第24条 第3項の規定による支出 額に係る財源充当額
第1款 水道事業収益	2,747,532,000	0	0
第1項 営業収益	2,722,567,000	0	0
第2項 営業外収益	24,954,000	0	0
第3項 特別利益	11,000	0	0

支 出

区 分	予 算					
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流 用 増減額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出額	小 計
第1款 水道事業費用	2,723,104,000	0	0	0	0	2,723,104,000
第1項 営業費用	2,495,723,000	0	0	△ 4,255,274	0	2,491,467,726
第2項 営業外費用	221,492,000	0	0	4,255,274	0	225,747,274
第3項 特別損失	4,889,000	0	0	0	0	4,889,000
第4項 予備費	1,000,000	0	0	0	0	1,000,000

水道事業決算報告書

(単位：円)

額			
合計	決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税額)
2,747,532,000	2,681,464,535	△ 66,067,465	120,547,685
2,722,567,000	2,655,885,348	△ 66,681,652	120,527,522
24,954,000	25,571,575	617,575	20,163
11,000	7,612	△ 3,388	

(単位：円)

額					
地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	合計	決算額	地方公営企業法 第26条第2項の 規定による繰越額	不用額	備考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税額)
116,341,050	2,839,445,050	2,632,855,933	104,683,950	101,905,167	63,215,529
116,341,050	2,607,808,776	2,402,591,165	104,683,950	100,533,661	63,000,733
0	225,747,274	225,747,274	0	0	
0	4,889,000	4,517,494	0	371,506	214,796
0	1,000,000	0	0	1,000,000	

※ 消費税及び地方消費税納付額
38,104,100

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			地方公営企業法 第26条の規定に よる繰越額に 係る財源充当額
	当初予算額	補正予算額	小 計	
第1款 水道事業資本的収入	577,300,000	0	577,300,000	0
第1項 負 担 金	22,050,000	0	22,050,000	0
第2項 分 担 金	60,884,000	0	60,884,000	0
第3項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0
第4項 補 助 金	9,966,000	0	9,966,000	0
第5項 投 資 償 還 金	484,390,000	0	484,390,000	0

支 出

区 分	予 算				額	
	当初予算額	補正予算額	流 用 増減額	小 計	地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費 通次 繰越額
第1款 水道事業資本的支出	1,626,369,000	0	0	1,626,369,000	29,419,950	0
第1項 建設改良費	651,626,000	0	0	651,626,000	29,419,950	0
第2項 企業債償還金	774,743,000	0	0	774,743,000	0	0
第3項 投 資	200,000,000	0	0	200,000,000	0	0

(単位：円)

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考 (うち、仮受消費税 及び地方消費税額)
継続費通次繰越額 に係る財源充当額	合計			
0	577,300,000	526,636,492	△ 50,663,508	1,537,150
0	22,050,000	7,935,900	△ 14,114,100	377,900
0	60,884,000	24,344,250	△ 36,539,750	1,159,250
0	10,000	0	△ 10,000	
0	9,966,000	9,966,342	342	
0	484,390,000	484,390,000	0	

(単位：円)

合計	決算額	翌年度繰越額			不用額	備考 (うち、仮払消費税 及び地方消費税額)
		地方公営企業法 第26条の規定 による繰越額	継続費 通次 繰越額	合計		
1,655,788,950	1,445,847,902	60,919,005	0	60,919,005	149,022,043	20,111,137
681,045,950	471,761,178	60,919,005	0	60,919,005	148,365,767	20,111,137
774,743,000	774,742,724	0	0	0	276	
200,000,000	199,344,000	0	0	0	656,000	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額919,211,410円は、建設改良積立金148,685,000円、減債積立金50,000,000円、過年度分損益勘定留保資金322,954,007円、当年度分損益勘定留保資金378,998,416円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額18,573,987円で補てんした。

平成21年度天理市水道事業損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

1 営業収益			
(1) 給水収益	2,372,303,535		
(2) 受託工事収益	124,732,550		
(3) その他営業収益	<u>38,321,741</u>	2,535,357,826	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	1,052,395,132		
(2) 配水及び給水費	162,662,917		
(3) 受託工事費	137,607,371		
(4) 総係費	269,405,576		
(5) 減価償却費	674,336,037		
(6) 資産減耗費	43,180,864		
(7) その他営業費用	<u>2,535</u>	<u>2,339,590,432</u>	
営業利益			195,767,394
3 営業外収益			
(1) 受取利息	17,720,271		
(2) 他会計補助金	7,134,810		
(3) 雑収益	<u>696,335</u>	25,551,416	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	187,643,174		
(2) 雑支出	<u>82,969</u>	<u>187,726,143</u>	<u>△ 162,174,727</u>
経常利益			33,592,667
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	0		
(2) 過年度損益修正益	<u>7,612</u>	7,612	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	0		
(2) 過年度損益修正損	<u>4,302,698</u>	<u>4,302,698</u>	<u>△ 4,295,086</u>
当年度純利益			29,297,581
前年度繰越利益剰余金			<u>107,598,164</u>
当年度未処分利益剰余金			<u><u>136,895,745</u></u>

平成21年度天理市水道事業剰余金計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

利益剰余金の部

I 減債積立金			
1	前年度末残高	50,000,000	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	<u>50,000,000</u>	
4	当年度末残高		0
II 建設改良積立金			
1	前年度末残高	148,685,000	
2	前年度繰入額	0	
3	当年度処分額	<u>148,685,000</u>	
4	当年度末残高		<u>0</u>
積立金合計			<u><u>0</u></u>
III 未処分利益剰余金			
(1)	前年度未処分利益剰余金		107,598,164
(2)	前年度利益剰余金処分額		
1	減債積立金	0	
2	建設改良積立金	<u>0</u>	<u>0</u>
	繰越利益剰余金年度末残高		107,598,164
(3)	当年度純利益		<u>29,297,581</u>
	当年度未処分利益剰余金		<u><u>136,895,745</u></u>

資本剰余金の部

I 受贈財産評価額			
1	前年度末残高	46,426,266	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	0	
4	当年度処分額	<u>0</u>	
5	当年度末残高		46,426,266
II 工事負担金			
1	前年度末残高	2,251,409,985	
2	前年度処分額	0	
3	当年度発生高	7,558,000	
4	当年度処分額	<u>0</u>	
5	当年度末残高		2,258,967,985

Ⅲ 分 担 金			
1	前 年 度 末 残 高	1,847,235,063	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	23,185,000	
4	当 年 度 処 分 額	0	
5	当 年 度 末 残 高	<u>0</u>	1,870,420,063
Ⅳ 国 庫 補 助 金			
1	前 年 度 末 残 高	947,403,797	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 振 替 額	0	
5	当 年 度 処 分 額	0	
6	当 年 度 末 残 高	<u>0</u>	947,403,797
Ⅴ 寄 付 金			
1	前 年 度 末 残 高	1,495,399,920	
2	前 年 度 処 分 額	0	
3	当 年 度 発 生 高	0	
4	当 年 度 処 分 額	0	
5	当 年 度 末 残 高	<u>0</u>	<u>1,495,399,920</u>
翌年度繰越資本剰余金			<u><u>6,618,618,031</u></u>

平成21年度天理市水道事業剰余金処分計算書

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

1	当年度未処分利益剰余金		136,895,745
2	利益剰余金処分類		
	(1) 減 債 積 立 金	<u>30,000,000</u>	<u>30,000,000</u>
3	翌年度繰越利益剰余金		<u><u>106,895,745</u></u>

平成21年度天理市水道事業貸借対照表

(平成22年3月31日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		521,275,477	
ロ 建 物	1,388,201,954		
減価償却累計額	<u>411,189,205</u>	977,012,749	
ハ 構 築 物	20,055,874,208		
減価償却累計額	<u>8,393,150,049</u>	11,662,724,159	
ニ 機 械 及 び 装 置	5,046,447,724		
減価償却累計額	<u>3,598,775,485</u>	1,447,672,239	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	30,484,073		
減価償却累計額	<u>25,428,199</u>	5,055,874	
ヘ 工 具、器 具 及 び 備 品	88,078,455		
減価償却累計額	<u>68,344,040</u>	19,734,415	
ト 量 水 器	79,334,079		
減価償却累計額	<u>38,875,324</u>	40,458,755	
チ 建 設 仮 勘 定		<u>12,651,000</u>	
有形固定資産合計			14,686,584,668
(2) 投 資			
イ 投資有価証券		881,164,000	
ロ その他投資		<u>100,000,000</u>	
投資合計			<u>981,164,000</u>
固定資産合計			15,667,748,668

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		1,571,151,978	
(2) 未 収 金		294,954,029	
(3) 貯 蔵 品		7,921,947	
(4) その他流動資産		<u>1,238,778</u>	
流動資産合計			<u>1,875,266,732</u>
資 産 合 計			<u>17,543,015,400</u>

負債の部

3 固定負債		
(1) 退職給与引当金	656,131,149	
(2) 修繕引当金	<u>352,884,023</u>	
固定負債合計		1,009,015,172
4 流動負債		
(1) 未払金	278,690,103	
(2) 預り金	<u>112,161,807</u>	
流動負債合計		<u>390,851,910</u>
負債合計		1,399,867,082

資本の部

5 資本金		
(1) 自己資本金	4,591,644,715	
(2) 借入資本金		
イ 企業債	<u>4,795,989,827</u>	
借入資本金合計	<u>4,795,989,827</u>	
資本金合計		9,387,634,542
6 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ 受贈財産評価額	46,426,266	
ロ 工事負担金	2,258,967,985	
ハ 分担金	1,870,420,063	
ニ 補助金	947,403,797	
ホ 寄付金	<u>1,495,399,920</u>	
資本剰余金合計		6,618,618,031
(2) 利益剰余金		
イ 減債積立金	0	
ロ 建設改良積立金	0	
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>136,895,745</u>	
利益剰余金合計	<u>136,895,745</u>	
剰余金合計		<u>6,755,513,776</u>
資本合計		<u>16,143,148,318</u>
負債資本合計		<u>17,543,015,400</u>

(平成22年9月24日揭示済)

天理市告示第288号

平成22年9月22日付で議決のあった平成22年度天理市一般会計補正予算(第3号)、平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、平成22年度天理市介護保険特別会計補正予算(第1号)、平成22年度天理市老人保健特別会計補正予算(第1号)、平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の要領は次のとおりである。

平成22年9月24日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計補正予算(第3号)

平成22年度天理市の一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ475,535千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,027,266千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加及び変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,985,974	△8,935	2,977,039
	2 国庫補助金	501,571	△8,935	492,636
15 県支出金		1,258,440	121,713	1,380,153
	2 県補助金	344,353	121,713	466,066
18 繰入金		463,253	48,077	511,330
	1 基金繰入金	463,253	△11,259	451,994
	2 特別会計繰入金	0	59,336	59,336
20 諸収入		365,853	1,080	366,933
	5 雑入	160,911	1,080	161,991

款	項	補正前の額	補正額	計
21 市債		2,100,700	313,600	2,414,300
	1 市債	2,100,700	313,600	2,414,300
歳入合計		23,551,731	475,535	24,027,266

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		千円 267,021	千円 857	千円 267,878
	1 議会費	267,021	857	267,878
2 総務費		3,111,498	304,212	3,415,710
	1 総務管理費	2,457,042	313,583	2,770,625
	2 徴税费	371,482	△4,804	366,678
	3 戸籍住民基本台帳費	153,424	△3,052	150,372
	4 選挙費	48,356	1,001	49,357
	5 統計調査費	48,206	△2,386	45,820
	6 監査委員費	32,988	△130	32,858
3 民生費		8,609,471	112,504	8,721,975

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 社会福祉費	千円 3,645,252	千円 91,873	千円 3,737,125
	2 児童福祉費	3,832,539	21,974	3,854,513
	3 生活保護費	1,131,129	△1,343	1,129,786
4 衛生費		1,400,333	37,110	1,437,443
	1 保健衛生費	485,996	△6,192	479,804
	2 清掃費	914,337	43,302	957,639
6 農林費		356,936	10,166	367,102
	1 農業費	334,036	15,426	349,462
	2 林業費	22,900	△5,260	17,640
7 商工費		162,321	6,893	169,214
	1 商工費	162,321	6,893	169,214

8 土木費		3,171,224	△11,335	3,159,889
	1 道路橋りょう費	524,685	19,106	543,791
	2 河川費	93,463	120	93,583
	3 都市計画費	2,407,070	△9,900	2,397,170
	4 住宅費	146,006	△20,661	125,345
10 教育費		3,248,946	△10,677	3,238,269
	1 教育総務費	339,210	5,870	345,080
	2 小学校費	1,180,639	△2,547	1,178,092
	3 中学校費	284,140	289	284,429
	4 幼稚園費	613,570	△12,193	601,377
	5 社会教育費	648,209	6,390	654,599
	6 保健体育費	183,178	△8,486	174,692

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
11 災害復旧費		30,634	25,805	56,439
	1 公共土木施設災害復旧費	19,383	25,074	44,457
	2 農林業施設災害復旧費	11,251	731	11,982
歳 出 合 計		23,551,731	475,535	24,027,266

第2表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	17,300	証書借入れ 又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができるものとする。
計	17,300			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
小学校整備事業	265,700	当初議決	当初議決	当初議決	341,700	当初議決	当初議決	当初議決
臨時財政対策債	1,264,200	に同じ	に同じ	に同じ	1,484,500	に同じ	に同じ	に同じ

平成22年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

平成22年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,925千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,731,725千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 前期高齢者交付金		837,161	49,089	886,250
	1 前期高齢者交付金	837,161	49,089	886,250
10 繰越金		150,351	13,836	164,187
	1 繰越金	150,351	13,836	164,187
歳 入 合 計		6,668,800	62,925	6,731,725

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		175,391	△3,207	172,184
	1 総務管理費	147,642	△3,579	144,063
	2 徴収費	27,111	372	27,483
2 保険給付費		4,547,717	637	4,548,354
	1 療養諸費	3,979,614	637	3,980,251
3 後期高齢者支援金等		770,501	10,625	781,126
	1 後期高齢者支援金等	770,501	10,625	781,126
4 前期高齢者納付金等		5,958	△4,600	1,358
	1 前期高齢者納付金等	5,958	△4,600	1,358
5 老人保健拠出金		10,345	5,490	15,835

	1 老人保健拠出金	10,345	5,490	15,835
11 諸支出金		10,566	53,980	64,546
	1 償還金及び還付加算金	10,206	53,980	64,186
歳 出 合 計		6,668,800	62,925	6,731,725

平成22年度天理市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成22年度天理市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136,577千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,908,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		千円 868,569	千円 2,163	千円 870,732
	1 国庫負担金	647,729	2,163	649,892
5 支払基金交付金		1,093,986	8,693	1,102,679
	1 支払基金交付金	1,093,986	8,693	1,102,679
6 県支出金		544,705	1,131	545,836
	1 県負担金	530,342	1,131	531,473
7 財産収入		1	308	309
	1 財産運用収入	1	308	309
9 繰越金		1	124,282	124,283

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 1	千円 124,282	千円 124,283
歳 入	合 計	3,771,900	136,577	3,908,477

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 基金積立金		千円 3	千円 57,549	千円 57,552
	1 基金積立金	3	57,549	57,552
6 諸支出金		751	79,028	79,779
	1 償還金及び還付加算金	751	20,810	21,561
	2 繰出金	0	58,218	58,218
歳 出	合 計	3,771,900	136,577	3,908,477

平成22年度天理市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,159千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 2,434	千円 113	千円 2,547
	1 支払基金交付金	2,434	113	2,547
5 繰越金		1	1,046	1,047
	1 繰越金	1	1,046	1,047
歳入合計		3,343	1,159	4,502

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		千円 1	千円 1,159	千円 1,160
	1 償還金	1	41	42
	2 繰出金	0	1,118	1,118
歳出合計		3,343	1,159	4,502

平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成22年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ411千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		千円 600	千円 411	千円 1,011
	1 繰越金	600	411	1,011
歳入合計		227,300	411	227,711

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 226,130	千円 411	千円 226,541
	1 土地区画整理事業費	226,130	411	226,541
歳出合計		227,300	411	227,711

(平成22年9月27日揭示済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月27日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年9月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月27日から平成22年11月25日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年9月28日揭示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月28日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年9月28日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月28日から平成22年11月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月28日揭示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月28日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成22年9月28日

3 移動対象区域

天理市兵庫町123番地先放置禁止区域外

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月28日から平成22年11月26日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月29日揭示済)

天理市告示第292号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年9月29日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年9月29日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年9月29日から平成22年11月27日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年9月30日揭示済)

天理市告示第293号

天理市道路線の認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定に基き、次の市道の路線を認定する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	路線名	起 終 点	主なる経過地	摘要
723号	アグリア岩室線	起点 岩室町国道25号分岐 終点 岩室町市道723号合接		

(平成22年 9 月30日掲示済)

天理市告示第294号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市 道
- 2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	摘要
723号	アグリア岩室線	岩室町88番地1先から（国道25号分岐） 岩室町1036番地先（市道723号合接）まで	5.20～13.00	371.00	

- 3 供用開始の理由 道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため
- 4 供用開始年月日 平成22年10月1日

(平成22年 9 月30日掲示済)

天理市告示第295号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年 9 月30日掲示済)

天理市告示第296号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年 9 月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由 自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日 平成22年 9 月30日
- 3 移動対象区域 近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年 9 月30日から平成22年11月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年9月30日揭示済)

天理市告示第297号

天理市自転車等駐車場条例(平成13年9月天理市条例第31号)第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。
平成22年9月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成22年9月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年9月30日から平成23年3月29日まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの(運転免許証・学生証・保険証等)
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成22年10月1日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。
平成22年10月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月1日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月1日から平成22年11月29日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月4日揭示済)

天理市告示第299号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年10月4日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年10月4日揭示済)

天理市告示第300号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月4日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年10月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月4日から平成22年12月2日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年10月5日揭示済)

天理市告示第301号

公示送達について

下記の書類を送達したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び天理市税賦課徴収条例(昭和29年7月天理市条例第30号)第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年10月5日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年10月5日揭示済)

天理市告示第302号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年10月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年10月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年10月5日から平成22年12月3日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

公 告

(平成22年9月6日揭示済)

天理市公告第31号

一般競争入札の開札の中止について

平成22年8月5日付け、「天理市公告第28号 一般競争入札について」で公告した一般競争入札は、平成22年9月28日に予定していた開札を中止するため公告する。

平成22年9月6日

天理市長 南 佳 策

1 開札を中止することとした一般競争入札の概要

(1) 工事名 天理市立櫛本小学校屋内運動場新築工事(電気設備工事)

(2) 工事場所 天理市櫛本町

2 中止の理由

入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となり、執行条件を満たさなかったため。

(平成22年9月7日揭示済)

天理市公告第32号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年9月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工事名 道路改良工事 別所丹波市線

(2) 工事場所 天理市 別所町

(3) 工事概要 工事延長 L = 230 m

土工1式 取壊工1式 縁石工1式 街渠工1式 柵工1式

転落防止柵工 L = 43m

照明・引込柱基礎 N = 8基

舗装工1式 区画線工1式 附帯工1式

(4) 工期 平成23年3月28日まで

(5) 予定価格 52,255,350円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 45,677,100円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけられている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

一級土木施工管理技士、もしくは一級建築機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

(1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

交付期間 平成22年9月7日（火）から平成22年9月17日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

提出期間 平成22年9月7日（火）から平成22年9月17日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

提出場所 第3(1)に同じ。

提出部数 各1部

提出方法 持参すること。

作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日時 平成22年9月7日（火）から平成22年9月17日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。

(2) 場所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

質問書提出期限 平成22年9月24日（金）午後5時

質問書提出場所 第3(1)に同じ。

質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。

(4) 質問書に対する回答は、平成22年9月30日（木）に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 平成22年10月18日（月）

(2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店留 天理市役所総務部総務課入札審査室行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 平成22年10月19日（火） 午前9時30分から

(2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成22年9月7日掲示済)

天理市公告第33号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年9月7日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工事名 庁舎西駐車場整備工事

(2) 工事場所 天理市 川原城町、守目堂町

(3) 工事概要 工事面積 A = 1762.0㎡
 擁壁工 N = 1式 排水構造物工 L = 77.4m
 舗装工 駐車場 A = 1526.9㎡
 歩道 A = 52.3㎡
 区画線工 N = 1式
 防護柵設置工 L = 81.5m
 給水設備工 N = 1式
 照明施設整備工 N = 1式
 付帯工(国道改良) N = 1式
 撤去工 N = 1式

(4) 工期 平成23年3月25日まで

(5) 予定価格 35,416,500円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 30,840,600円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

(1) 天理市に対して天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。

本市が平成22年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成22年度)において土木一式工事の格付がA等級に位置づけされている者であること。

本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

本市に対して不誠実な行為のない者であること。

- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。
入札説明書の別表1の資格を有する者
入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間 平成22年9月7日(火)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
交付場所 第3(1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 平成22年9月7日(火)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
提出場所 第3(1)に同じ。
提出部数 各1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日時 平成22年9月7日(火)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (2) 場所 第3(1)に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
質問書提出期限 平成22年9月24日(金)午後5時
質問書提出場所 第3(1)に同じ。
質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めません。
- (4) 質問書に対する回答は、平成22年9月30日(木)に回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供します。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 平成22年10月26日(火)
- (2) 入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 平成22年10月27日(水) 午前9時30分から
- (2) 場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札開札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

第11 入札公告の掲示場所 天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成22年9月8日掲示済)

天理市公告第34号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成22年9月8日

天理市長 南 佳 策

第1 競争入札に付する事項等

(1) 工事名 天理市立櫛本小学校屋内運動場新築工事(電気設備工事)

(2) 工事場所 天理市櫛本町

(3) 工事概要 鉄骨造平屋建屋内運動場

動力、幹線、電灯コンセント、校内放送、自動火災報知機、舞台音響設備

屋内付帯工事

既設受変電設備の全面改修及び幹線引込

分離発注実施に伴い建築工事(機械設備工事含む。)については、別途発注。

(4) 工期 平成23年3月28日まで

(5) 予定価格 36,543,150円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

(6) 最低制限価格 32,334,750円(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争入札参加資格

(1) 天理市に対して天理市建設工事施行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している電気工事の資格を有する建設業者(天理市内、もしくは奈良土木事務所管内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、電気工事業について受けている者であること。

経営規模等評価結果(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における電気工事業の総合評定値が、700点以上であること。

本競争入札参加資格確認時点並びにその後予定されている本件の入札執行日までの間において、天理市より指名停止措置を受けていない者であること。

本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。

天理市に対して不誠実な行為のない者であること。

(3) 次の条件のすべてを満たす技術者をこの工事を行う期間中、専任で配置できること。

1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者

電気工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている監理技術者

入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 (株)溜谷設計

住所 天理市田部町16番地

第3 入札手続等

- (1) 担当部局 〒632-8555 天理市川原城町605番地 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
交付期間等 平成22年9月8日(水)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
交付場所 上記第3(1)に同じ。

第4 競争入札参加資格の確認等

本競争入札参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
提出期間 平成22年9月8日(水)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
提出場所 上記第3(1)に同じ。
提出部数 1部
提出方法 持参すること。
作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする
- (2) 仕様書に対する質問は、競争参加資格確認申請を行った後、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
提出期間 平成22年9月24日(金)午後5時まで
提出場所 上記第3(1)に同じ。
提出部数 1部
提出方法 持参すること。郵送、宅配便等による送付または電送によるもの等は認めない。
- (3) 競争入札参加資格確認の結果については、平成22年9月28日(火)通知書の発送をもって通知する。

第5 仕様書公開の日時及び場所

日時 平成22年9月8日(水)から平成22年9月17日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
場所 上記第3(1)に同じ。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要な事項を記入し、記名押印した上で、天理市建設工事郵便入札試行要領に基づき、日本郵便郵便事業株式会社天理支店留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (2) 入札書の到着期限日及び送付先
到着期限日 平成22年10月7日(木)
入札書の送付先 日本郵便郵便事業(株)天理支店 留 天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第7 開札の日時及び場所

日時 平成22年10月8日(金) 午前9時30分から
場所 天理市川原城町605番地 天理市役所3階334会議室

第8 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者に「くじ」を引かせて落札者を決定するものとする。

第9 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
入札保証金 免除
契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札中止条件

この入札手続執行途中で、入札参加可能者が3者未満となったとき又は入札時に入札参加者が3者未満となったときは、その段階で入札手続又は入札を中止する。

分離発注実施に伴う本工事の本体工事（建築工事）の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月天理市条例第11号）第2条の規定により議会の議決を要するため、入札執行までに本体工事の議決を得られないときは入札を中止する。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 入札公告の掲示先 天理市役所 掲示場
- (6) 問い合わせ先 天理市役所総務部総務課入札審査室 電話番号 0743 - 63 - 1001 内線 332

(平成22年9月17日揭示済)

天理市公告第35号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成22年10月18日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成22年10月18日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成22年9月17日

天理市長 南 佳 策

- 1. 農用地利用計画の案の縦覧期間
 - 自 平成22年9月17日（公告年月日）
 - 至 平成22年10月18日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 2. 農用地利用計画の案の縦覧場所 天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成22年9月27日揭示済)

天理市公告第36号

「天理市公告第11号 予防接種の実施について」の訂正について
平成22年4月1日付け、天理市公告第11号の一部を次のように訂正する。
平成22年9月27日

天理市長 南 佳 策

訂正前

定期予防接種と実施方法（種）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
インフルエンザ	(略)	(略)	平成22年10月1日～12月20日

- 5 接種料金
無料とする。

訂正後

定期予防接種と実施方法（種）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
インフルエンザ	(略)	(略)	平成22年10月1日～平成23年3月31日

- 5 接種料金
 - 定期予防接種（種）は、無料とする。
 - 定期予防接種（種）は、自己負担1,000円（生活保護受給者・非課税世帯は、無料。）とする。

教育委員会

(平成22年9月28日揭示済)

天教告示第12号

平成22年10月8日午後9時30分から10月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。
平成22年9月28日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

(平成22年9月28日揭示済)

天教告示第13号

平成22年10月8日午後1時30分から10月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成22年9月28日

農業委員会

(平成22年9月30日掲示済)

天農委告示第10号

平成22年10月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成22年9月30日

天理市農業委員会
会長 森 田 周 作

- 議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第2号 農地法第5条に関する許可申請について
議案第3号 その他

天理市農業委員会の委員の選挙区に関する条例（昭和38年6月天理市条例第15号）の廃止（案）について
相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
市街化区域の専決処分について（報告）

公営企業

(平成22年7月30日掲示済)

天理市上下水道局管理規程第29号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成22年4月天理市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

平成22年7月30日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

様式第3号及び第4号中「異議申立て」を「審査請求」に、「この通知を受けた」を「この決定があったことを知った」に、「その決定が」を「その裁決が」に、「決定の日から」を「裁決の日から」に改める。

様式第5号中「異議申立て」を「審査請求」に、「この通知を受けた」を「この決定があったことを知った」に、「決定」を「裁決」に改める。

様式第7号及び第9号中「異議申立て」を「審査請求」に、「この通知を受けた」を「この決定があったことを知った」に、「その決定が」を「その裁決が」に、「決定の日から」を「裁決の日から」に改める。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。